

# 芦屋町教育委員会会議録

令和6年第3回定例会

日時 令和6年3月1日(金) 15時50分～16時35分

場所 芦屋町役場3階 課長会議室

|        |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|
| 「出席委員」 | 委 | 員 | 長 | 戸 | 隆 | 弘 |
|        | 委 | 員 |   | 井 | 上 | 弘 |
|        | 委 | 員 |   | 森 | 山 | 真 |
|        | 委 | 員 |   | 佐 | 伯 | 慎 |
|        | 教 | 育 | 長 | 三 | 柊 | 賢 |

|            |        |   |   |   |   |
|------------|--------|---|---|---|---|
| 「委員以外の出席者」 | 学校教育課長 | 木 | 本 | 拓 | 也 |
|            | 生涯学習課長 | 本 | 石 | 美 | 香 |

|      |        |   |   |   |   |
|------|--------|---|---|---|---|
| 「書記」 | 学校教育係長 | 原 | 田 | 聡 | 太 |
|------|--------|---|---|---|---|

## 「議事日程」

### 第1 会期の日程

### 第2 会議録署名委員の指名

### 第3 教育長提出議案

議案第9号 芦屋町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 芦屋町立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

議案第11号 芦屋町学校給食センター、芦屋町図書館、芦屋町中央公民館及び芦屋町立小・中学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する告示の制定について

議案第12号 芦屋町立小中学校医療的ケア実施要綱の制定について

議案第13号 芦屋町図書館における遠賀郡広域電子図書館の利用に関する要綱の制定について

### 第4 協議事項

○令和6年度芦屋町教育委員会の基本方針について

○令和6年度芦屋町学校教育の重点取組について

### 第5 報告・連絡

○令和6年度小中学校入学式について

○3月、4月の行事予定について

### 第6 その他

「開会宣告」

○教育長 ただいまから令和6年芦屋町教育委員会第3回定例会を開会します。

— 開会宣告 15時50分 —

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、井上委員と佐伯委員をお願いします。

### 第3 教育長提出議案

#### ●議案第9号 芦屋町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 芦屋町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○生涯学習課長 (芦屋町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」社会教育係の事務分掌として規定している子ども会育成会連合会に関することについて、構成団体数の減少により、令和3年度末で町の連合会が廃止になったことから、今回削除を行うものです。なお自治区の子ども会事業は、現在も存続している自治区がございませぬので、子ども会に関することは、現在に規定している青少年健全育成に関すること、社会教育関係団体及び社会体育団体に関することとして、引き続き社会教育係が所掌します。

○教育長 この件について何かご質問等はありませんか。ないようでしたら、議案第9号について承認してよろしいでしょうか。

— 満場一致で承認 —

#### ●議案第10号 芦屋町立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 芦屋町立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○学校教育課長 (芦屋町立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」条文の中で、表現がわかりにくいところがあるため、見直しを行うものです。

○教育長 この件について何かご質問等はありませんか。ないようでしたら、議

案第 10 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

●議案第 11 号 芦屋町学校給食センター、芦屋町図書館、芦屋町中央公民館及び芦屋町立小・中学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する告示の制定について

○教育長 芦屋町学校給食センター、芦屋町図書館、芦屋町中央公民館及び芦屋町立小・中学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する告示の制定について

○生涯学習課長 (芦屋町学校給食センター、芦屋町図書館、芦屋町中央公民館及び芦屋町立小・中学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する告示の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」再任用制度及び定年年齢引き上げに伴う管理監督職勤務上限年齢制の導入など、さまざまな職員配置に必要な応じて柔軟に対応するため、規程の一部を改正するものです。

現在、総合体育館事務室をはじめとする芦屋町総合運動公園には常勤職員の配置がなく、勤務時間等の規程がないため、今回新たに規定します。

○教育長 この件について何かご質問等はありませんか。ないようでしたら、議案第 11 号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

●議案第 12 号 芦屋町立小中学校医療的ケア実施要綱の制定について

○教育長 芦屋町立小中学校医療的ケア実施要綱の制定について

○学校教育課長 (芦屋町立小中学校医療的ケア実施要綱の制定について説明 ※資料のとおり)

「概要」来年度、医療的ケアが必要な児童が小学校へ入学する予定です。このため、医療的ケアを実施するにあたって必要な事項を定めるものです。

○教育委員 来年度入学される児童は、具体的にどんな児童ですか。

○学校教育課長 今回入学する児童は、鼻からチューブを入れて常に酸素吸入をしており、普段はポータブル型の酸素ボンベを持って動いています。この児童には心臓疾患があり、体力的な問題などのため手術に踏み切れないという状況です。

○教育委員 車椅子が必要な児童ですか。

○学校教育課長 激しく動いたりするとチアノーゼが出るということですので、保護者と話をして校内での移動は車椅子を使用し、できるだけ体に負荷がか

- からないように過ごしてもらおう予定です。
- 教育委員 幼稚園や保育所に在籍している児童ですか。
- 学校教育課長 幼稚園や保育所には在籍しておらず、鞍手町の施設へ行かれています。
- 教育委員 集団生活をする場所にいるのは初めてということになりますね。
- 学校教育課長 小学校で初めて集団生活をするということになります。
- 教育委員 学校へ看護師を配置するのですか。
- 学校教育課長 配置は1人ですが、絶対に欠員が出ないよう2人の任用を考えています。勤務はシフト制で、週3日勤務と週2日勤務で考えています。
- 教育委員 看護師さんが見つからない場合の対応はどうなりますか。
- 教育長 看護師資格を持った養護教諭を配置してもらおうよう、人事上の配慮をお願いしています。
- この件について他にご質問等はありませんか。ないようでしたら、議案第12号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

- 議案第13号 芦屋町図書館における遠賀郡広域電子図書館の利用に関する要綱の制定について
- 教育長 芦屋町図書館における遠賀郡広域電子図書館の利用に関する要綱の制定について
- 生涯学習課長 (芦屋町図書館における遠賀郡広域電子図書館の利用に関する要綱の制定について説明 ※資料のとおり)
- 「概要」遠賀郡広域電子図書館は、令和5年12月21日からすでに利用が開始されています。遠賀郡4町で取り決めた利用に係る基本条件に基づき、各町において、電子図書館の利用に関する事項を定めるため、新たに制定するものです。条文はすべて遠賀郡広域電子図書館運営協議会で協議された条件であり、4町で統一された取り扱いとなっております。施行日は、要綱整備のための協議に時間がかかったため、速やかに公示し、利用開始日である令和5年12月21日に遡って適用します。
- 教育長 この件について何かご質問等はありませんか。ないようでしたら、議案第13号について承認してよろしいでしょうか。

－ 満場一致で承認 －

#### 第4 協議事項

●令和6年度芦屋町教育委員会の基本方針について

- 教育長 (令和6年度芦屋町教育委員会の基本方針について説明 ※資料の

とおり)

「概要」教育大綱が改定されたことを受け、これまでの2つの柱から3つの柱へ変更、歴史・文化の要素が独立されたことを加えました。学校教育と社会教育は考え方を継承しつつ内容を見直しました。

学校教育では、学力向上の取り組みにおいて、家庭と学校の連携による学習規律の確立、学習内容の定着を図ります。放課後塾を開設して学力補充と学習習慣の確立を目指します。ICT機器を活用した学習の定着と個別最適な学びにも取り組みます。こどもと町民のシビックプライドを培い、地域とともにある学校を目指します。確かな学力と豊かなコミュニケーション力を持った未来の人材を育てます。

英語教育の充実では、ICT教育、シビックプライド、英語教育の3本柱で児童生徒の育成を目指します。海外ホームステイ事業も再開します。

社会教育では、生涯学習の推進を目指し、5項目を掲げています。

この件で質問や意見はありませんか。

**○教育委員** 来年度から導入するスクールアドバイザーについて触れられていませんが、基本方針などに加えてはいかがでしょうか。

**○教育長** 安心安全な学校づくりという観点で入れられると思います。ありがとうございます。

#### ●令和6年度芦屋町学校教育の重点取組について

**○教育長** 令和6年度芦屋町学校教育の重点取組には、「放課後塾で学力の向上を図ります」という文言を加えました。

英語教育の充実のところで、令和5年度は、「英語の専科教員を導入し」という書き方をしておりましたが、導入はできていますので、「専科教員とALTとの授業で英語力を高めます」という書き方に変えています。

この件で質問や意見はありませんか。

**○教育委員** 海外ホームステイ事業とシビックプライドでの古印づくりに触れてはいかがでしょうか。

**○教育長** ありがとうございます。皆さんからご指摘をいただきましたので、私の方で内容を修正し、改めて委員の皆さんにお示ししたいと思います。

### 第5 報告・連絡

#### ●令和6年度小中学校入学式について

**○教育長** 令和6年度小中学校入学式について

**○学校教育課長** 令和6年度の入学式は、中学校が4月10日(水)、小学校が4月11日(木)です。小学校の入学式では町三役と教育長及び委員の皆さんに

は分かれて出席していただいております。皆さんに出席していただく学校を一覧表でまとめていますので、ご確認をお願いいたします。中学校につきましては、基本的に教育長と教育委員の皆さんに出席をお願いいたします。

**○教育長** ご異議がなければ、令和6年度の入学式はこの内容の通りでよろしく  
お願いいたします。

### ●3月、4月の行事予定について

**○教育長** 3月、4月の行事について

**○学校教育課長** (3月、4月の行事について説明 ※資料のとおり)

**○生涯学習課長** (3月、4月の行事について説明 ※資料のとおり)

## 第6 その他

**○生涯学習課長** 令和5年度芦屋町人権啓発冊子ができあがりしましたので、配布させていただいています。これは町民の人権啓発の一環として毎年作成しているもので、すでに全戸配布は終了しております。今回は、「性的少数者の人権」及び「高齢者の人権」をテーマにまとめさせていただくとともに、小中学生の人権啓発の標語啓発ポスターも掲載させていただいております。ぜひ、ご一読いただけたらと思います。

### 「閉会宣告」

4月の定例会は4月1日(月)14時15分から開催します。

5月の定例会は5月2日(木)10時00分から開催します。

— 閉会宣告 16時35分 —

会議録署名人 教育委員

教育委員

学校教育課長